

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 21 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・岡本次長
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 17 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 0 時 49 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 6 月 21 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

岡 本 功 次

吉津委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。議案第 1 号「令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。審査は、第 1 条 歳入歳出予算の補正から第 4 条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。はじめに、三隅支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

小林三隅支所長 それでは、三隅支所所管に関する令和 4 年度 6 月補正予算に関する補足説明を行います。補正予算書 24、25 ページ、第 4 款「衛生費」、第 2 項「清掃費」、第 2 目「塵芥処理費」、説明コード 025「ごみ収集事業（直営分）」の塵芥処理用備品 71 万 5,000 円につきましては、今年度ゴミ収集用の 2 トンダンプ 1 台が、平成 13 年度に購入して 20 年経過し老朽化していることから、当初予算において更新料 489 万 5,000 円を計上しておりましたが、急激な社会情勢の変化により、車両部品の鉄鋼材や荷台部分の加工に使用するステンレス等の原材料価格が高騰したことにより、購入価格の不足が生じたため増額をお願いするものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

林委員 今、支所長のほうから補足説明を聞いて、原材料価格、今こうした問題というのはどの行政費目にも影響があるのではないかとということが予見されますけど、ちょっと 1 点だけお尋ねします。今のところなんですけど、車両納車までのスケジュールについてお尋ねいたします。

小林三隅支所主査 購入予定の 2 トンダンプ車については、作業の効率化を目的にごみの収集量を増やすことや、収集したごみの落下防止のため荷台の壁を高く加工することとしております。加工期間は 7、8 ヶ月必要となることから、当初の予定では 5 月中に入札を行い、年内の納車を予定しておりました。しかし購入予算が不足したため、6 月の補正後すぐに入札準備を行い、7 月中に発注

をかけ、年度内には購入することとしております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 それでは、消防本部所管について補足説明を申し上げます。補正予算書 30 から 31 ページの「非常備消防費」につきまして、今年度、消防団員安全装備品整備事業におきまして、消防団員の難燃性活動服 200 着の購入予定に伴い、自治宝くじコミュニティ事業助成金の 100 万円の交付決定を受けたことにより、財源更生を行うものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明いたします。予算書は 7 ページになります。市道改良舗装事業における社会資本整備総合交付金について、国庫補助金の内示が低かったことから、歳入予算につきまして財源の内訳を国庫支出金から地方債へ組み替えるものでございます。それぞれの内訳につきましては、予算に関する説明書 16 ページと 17 ページ及び 20 ページと 21 ページに記載のとおりです。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 35 —

— 再開 09 : 37 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育委員会所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、教育委員会所管につきまして補足させていただきます

す。まずは、補正予算書の 32、33 ページ、第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 6 目「文化財保護費」の文化財保護費 40 万 7,000 円についてであります。補正予算説明資料では 6 ページに記載しております。説明資料に記載のとおり、国の登録有形文化財（建造物）の登録手続きにあたり、市区町村による意見の文書及び資料の作成業務が必要となります。本市職員の中には歴史的建造物の保全活用に係る専門家ヘリテージマネージャーの有資格者がいないことから、有資格者のいる民間事業者に業務を委託する経費を計上するものであります。次に、補正予算書の 32、33 ページ、第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、第 2 目「体育施設費」の体育施設維持管理費 1,013 万 7,000 円についてであります。補正予算説明資料では 6 ページに記載しております。ご案内の油谷勤労者体育センターは、油谷地区の中心的な体育施設であります。築 40 年を経過しており、令和 2 年 11 月、続く令和 3 年 9 月の暴風雨により屋上の防水シートが剥離し、雨漏りが発生し、その都度部分的な補修を行い長寿命化を図ってきたところであります。しかしながら、今年 3 月の暴風雨により再度雨漏りが発生し、屋上を調査したところ未補修箇所の防水シートがめくれ、他にもコンクリートのひび割れやシートの接着面の剥離が随所に生じておりました。被害が毎年及び、その改修規模も大きくなっていることから、今回、部分的な補修ではなく未補修部分の全面補修に係る予算を計上したものであります。最後に、補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」でございます。統合型校務支援システム使用料の小学校分として 2,409 万円、中学校分として 1,095 万円を計上しております。統合型校務支援システムは、全県で導入を予定している、学校における学籍管理や成績処理、保健情報等を統合的に扱うシステムですが、この活用により児童生徒に対する学習の質の向上や教職員の業務の効率化などを図ることとしております。現在、県主導の下、県内全市町からなる協議会において共同調達に向けた協議が進められているところであり、令和 4 年度の契約を予定していることから、この度、債務負担行為に計上するものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、補正予算書 32、33 ページ、第 10 款「教育費」、第 6 項「社会教育費」、第 6 目「文化財保護費」、文化財保護費 40 万 7,000 円について質問させていただきます。先ほど補足説明でもございましたが、国の登録有形文化財の登録手続きに関するものということですが、まず 1 点、登録に向けて動きが行われるに至る経緯についてお尋ねいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 令和 3 年 6 月に日置の中野氏より山口県教育長及び長門市教育長に対しまして、中野本店及び本宅を国指定有形文化財としてい

ただきたい旨の要望書が提出されております。登録有形文化財の登録の基準といたしましては、建設後 50 年を経過していることが基準となりますが、中野本店及び本宅は大正 7 年に建設されたと伝わる町屋住宅で、建設後 100 年を経過しており、地区の歴史的景観に寄与しているものと考えております。また、近年は地区のお祭りの際に建物を一般公開されておられます。こうしたことから、市教育委員会といたしましては、県、国の文化財担当者と協議、相談を行い、国登録有形文化財への登録に向けて事務を進めております。

ひさなが委員 令和 3 年 6 月に要望が提出されたとのことですが、当初予算ではなく、この 6 月補正予算での計上となった理由についてお尋ねいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 令和 4 年度当初予算（案）作成後の令和 4 年 1 月 27 日に、文化庁の職員による事前調査が現地で行われております。調査において建造物が 50 年を経過した歴史的建造物であるなど、登録有形文化財としての要件を満たしているとの見解を得ることができましたので、今回の補正予算に計上させていただいております。

ひさなが委員 要件は満たしているという見解を得ることができたということで、今から登録に向けて動かれて行くんだと思いますけれども、登録までのスケジュールについてお尋ねいたします。それと所有者の方の意向もあると思いますが、登録後の公開や活用についての考え方についてお伺いいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 予算議決後、7 月に調査業務の委託を行い、調査期間として 60 日を見込んでおります。調査終了後、9 月に市教育委員会の意見書及び所有者の同意書を添えて県文化振興課へ提出いたします。県の意見書が添えられ文化庁へ提出されます。それを国の文化財保護審議会で審議され、文部科学大臣へ登録の答申がなされ、令和 5 年 7 月に国の登録有形文化財建造物としての登録となる予定となっております。それと今もう 1 点、登録後の公開や活用についてというご質問ですが、建物の公開や活用につきましては地域の文化財として未来へ継承していただけるよう、所有者の方とともに検討していきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、他にご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、予算書 33 ページ、第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、体育施設維持管理費についてお尋ねいたします。先ほどの説明の中で未補修箇所からの雨漏りというふうなご発言がありましたけれども、今回の補修で建物の雨漏りについては何パーセントぐらいの補修が可能になってくるのでしょうか。

橋本ラポールゆや館長補佐 先ほど部長が説明しましたが、一応、未補修部分全面改修ということにしておりますので、100 パーセント雨漏りは改修で

きるのではないかと考えております。

田村委員 はい、わかりました。それでは、先ほどこれも築 40 年経過しているということをおっしゃっておられましたけれども、築 40 年となるとそろそろ更新であったり、建替えであったりということを考えなければいけない時期かなと思います。これ 1,013 万 7,000 円の予算がついて補修をするわけですが、今後の施設の維持管理についてはどのようにお考えでしょうか。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 体育施設についてですけれども、油谷の勤労者スポーツセンターのみならず、他の体育館施設等も老朽化してきております。油谷のスポーツセンターが一番古いわけではなく、他の施設の方が古い箇所も多くございます。そういった部分の体育施設について、随時、状態等を見ながらいろいろな改修が必要な箇所が、今から LED の照明だとか、または耐震化だとか、雨漏り、それから他にも設備が老朽化している部分が多くありますので、今から各施設等をしっかりと見ながら検討してまいりたいと思います。

重廣委員 これは確かに、かなり老朽化しておりますでボロボロな状態でございますが、工期としてはいつ頃までに完成する予定にされているか伺います。

橋本ラポールゆや館長補佐 今、この議会が終わりましたら 7 月中には発注したいと考えておりますが、年内には完成できればいいなと考えております。

重廣委員 12 月いっぱいには完成すると、それはよろしいんですけれども、この施工監理の体制ですよね。以前、三隅中学校の体育館でしたか、一度造ったものをばらして違う材料でやったという経緯がございます。当然、都市建設課のほうに監理監督を任されるかなと思いますけど、横の連携を取られて、そういうことがないようにするためにどのような施策をとっておられるか伺いたいと思います。

橋本ラポールゆや館長補佐 施策ということではないですけれども、実際の設計は建築の担当の者がやっております。ですから、監督もそこがするようになると思いますから、そこうちのほうと連携をとりながら、工事を進めていきたいなと考えております。

吉津委員長 質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、債務負担行為についてお伺いいたします。統合型校務支援システムの導入ですけれども、これによって現場の主に教職員の皆さんですね、仕事がどういうふうに効率化されるのか、具体的な一例がありましたらご紹介をお願いします。

秋津教育総務課長 この統合型校務支援システムの導入によりまして様々な効

果があるというふうに言われているんですけども、今、教師に対する効果ということで言われましたので、それに絞ってお答えいたしますと、一元的に児童生徒の情報が管理できることから、これまで様々なデータを転記しつつ書類作成されていたものが、基本的なものについてはデータを元に自動で作成されるようになります。業務の迅速化、平準化、質の向上が図られるものと考えております。このことによりまして、教員の先生方の業務時間の削減も見込まれ、働き方改革が促進されるとともに、授業研究時間の確保、ひいては授業力の向上につながり、児童生徒に対するプラスの効果も見込めると考えております。

田村委員 はい、わかりました。それでは、この校務支援システムを導入することによって回線の負荷が大きくなると思うんですけども、回線の整備の状況はいかがでしょうか。

石原教育総務班長 回線の負荷については、県の協議会の中で各市町も懸念している材料でございます。今、その辺の、どれくらいの負荷がかかるかということについては各参加業者に照会をしているところです。

早川委員 先ほど校務支援システムを導入してというところで、どれくらいの教職員の方が、どれくらいの時間的に削減できるかっていうところは示されているのでしょうか。

秋津教育総務課長 削減時間につきましては、そこまで——文科省等の資料で効果については、先ほど言ったようなことが出ているんですけども、ちょっと時間まで具体的にこのくらい削減できるっていうのは、それぞれの学校の事情にもよりますので、ちょっと示されていないところかなと思います。

早川委員 それぞれの学校でというのはわかるんですけども、導入を決めた教育委員会というところ、長門市としてはどれくらいのことを見られているっていうのはないのでしょうか。

秋津教育総務課長 当然、効果が見込めるというふうには考えて県のほうが主導で進めております。長門市としても、県が進めているということではないんですけども、やっぱり校務支援システム、今のいろんなシステムがバラバラにある状況よりは当然削減効果はあるというふうに見込んで参加を決めておりますが、申し訳ありません、具体的にこのくらいの時間はっていうところまでは見込めておりません。

早川委員 当然、じゃあ検証はされるんですかね、1年後とか。

伊藤教育長 教員の時間外勤務時間につきましては、もう従前から必ず調査をずっと積み重ねております。したがって、このシステムが入ったことによって、それがどのくらい減るかということですが、その時間外勤務時間で削減した内容が、このシステムのおかげで全て 100 パーセントということにはなかなか判別が付き難いかとは思いますが、そういった形で今調査をしており、継

続して時間外勤務時間を見ていきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育委員会所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 55 —

— 再開 09 : 56 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補正予算のうち、議会事務局所管につきましては、補正予算書及び補正予算に関する説明書に記載のとおりでありまして、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補正予算のうち、企画政策課所管につきましては、補正予算書の 32 から 33 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 17 目「環境整備協力費基金費」の 1,056 万 2,000 円につきましては、補正予算説明資料の 7 ページに掲載していますとおり「ボートレースチケットショップながと」の売上に関しまして、令和 3 年度に納入された環境整備協力金を環境整備協力費基金に積み立てるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 16 ページ、17 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、こちら充当されている事業及び金額についてお尋ねいたします。

山田企画政策課長 充当されている事業と金額についてでございますけれども、新たにコロナ禍における原油価格物価高騰対応分の創設をされておりますので、燃油等物価高騰対策事業に 8,053 万 1,000 円、ぶちとくながと生活優待券発行

事業に 6,000 万円、中小事業者サポート事業に 1,850 万円、先進的林業機械導入支援事業に 2,700 万円、革新的漁業導入支援事業に 3,193 万円、漁業者燃料費高騰対策支援事業に 2,884 万円の合計 6 事業に臨時交付金を充当しております。

綾城委員 今の関連です。これはちょっと確認ですけれども、この 2 億 4,680 万 1,000 円ですか、これは本省繰越で措置されている臨時交付金という解釈でよろしいですか。

福田企画政策課長補佐 今回の補正予算で計上しました事業は、今回創設されましたコロナ禍における原油価格物価高騰対応分を充当するものでございます。なお、事業費が今回創設されました原油価格物価高騰対応分の限度額を超える場合は、通常分を充当することが可能となっておりますことから、限度額を超えた場合におきましては通常分、本省繰越分を含めまして通常分を充当する予定としております。

綾城委員 半分分かりました。今、前の令和 3 年から本省で繰越しされたものがあると思うんですけれども、これはこのまま予算の中に全額この中に今回充てられているという解釈でよろしいですか。

山田企画政策課長 令和 4 年度につきましては、昨年度からの本省繰越が 2 億 7,845 万 6,000 円、それと本年 4 月の閣議決定された部分が 2 億 194 万 8,000 円の 4 億 8,040 万 4,000 円ほど国のほうから内示を受けております。そのうちの 2 億 4,680 万 1,000 円ほど、この 6 月補正で予算計上するものでございます。

綾城委員 最後に 1 点です。この度、一般質問で林哲也議員から 2 億を超える臨時交付金がまたあるんじゃないかという指摘がありましたけれども、これはこれとまた別に臨時交付金が国のほうで用意されるという解釈でよろしいですか。

福田企画政策課長補佐 令和 4 年度に受入れを予定しているものは、本省繰越を含めまして、現在 4 億 8,040 万 4,000 円でございます。これから今回の補正予算で計上しました 2 億 4,680 万 1,000 円を差し引いた 2 億 3,360 万 3,000 円につきましては、今後の補正予算での計上を予定しております。実際にどの事業に充当するかにつきましては、そのときの情勢に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

綾城委員 分かりました。もう 1 点だけ。今の答弁を受けて、残りの 2 億幾らはまだどういうものに充当していくかというような計画はまだないということでしょうか。

山田企画政策課長 先ほど答弁いたしましたように、今後の補正予算の計上において検討して 9 月補正以降で計上していく予定でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、

ほかにご質疑はありませんか。

中平委員 先ほど部長のほうから補足説明がありました 13 款「諸支出金」、1 項「基金費」、17 目「環境整備協力費基金費」でございますが、ちょっと確認みたいになりますけど、本予算は令和 3 年度に下関市より納入された環境整備協力金全額を積み立てるという考えでよろしいでしょうか。

山田企画政策課長 本予算につきましては、令和 3 年度に下関より納入された環境整備協力金全額を積み立てるものでございます。基金によりましては、ある歳入等の金額のうち一部を積み立てるようなものもございますけれども、この環境整備基金につきましては、使途の明確化や有効活用の観点から全額を基金に積み立てることにしております。

中平委員 ということは、下関市より納入された環境整備協力基金全額を積み立てないという運用もあるんでしょうか、お伺いします。

山田企画政策課長 基金条例第 2 条では、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めると、全額とは規定しておりませんが、この基金については全て全額積み立てることにしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補正予算のうち、総務課所管につきましては、補正予算書及び補正予算に関する説明書に記載のとおりであり、特に補正すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 補正予算のうち、財政課所管につきましては、補正予算書の 18 から 19 ページ、歳入の第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」の 1 億 2,818 万 3,000 円の減額につきましては、歳入歳出の予算調整のために減額したものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般につ

いて、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 07 —

— 再開 10 : 07 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、市民活動推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関市民生活部長 市民活動推進課所管につきまして、補足説明を行います。補正予算書 22 ページ、23 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 8 目「市民活動推進費」の 010「市民活動推進事業」につきましては、本年 3 月 17 日に開催された山口県自治会連合会の役員改選の結果、本市の自治会連合会会長が昨年度に引き続き、会長職を務めることとなりまして、あわせて事務局も本市が担うこととなったため、会長に随行する際の職員旅費を計上したものであります。続きまして、030「コミュニティ助成事業」につきましては、補正予算説明資料の 1 ページに記載しておりますとおり、自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施いたしますコミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ活動の促進を図るため、1 団体に対して補助金を計上したものであります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 22 ページ、23 ページ、2 款「総務費」、1 項「総務管理費」、8 目「市民活動推進費」、コミュニティ助成事業 250 万円について、今補足説明でもございましたが、大泊自治会のコミュニティ活動備品整備に対しての補助金ということですが、具体的にどういった事業なのかと、あと主な購入予定の備品について伺いいたします。

大迫市民活動推進課長 それでは今のご質問にお答えさせていただきます。事業内容につきましてですが、大泊自治会が所有します青海島多目的研修集会所は、総会をはじめ各種会議、地域イベントの開催時の拠点施設でございます。年間を通じた利用の快適性の確保や、防災面の観点から発電機の整備とか和太鼓による地域の文化活動の支援のため、今回助成事業を活用されております。主な整備内容といたしましては、掲示用のパネル、マルチベンチ、インバーター発電機などに加えて、自治会行事の要でもあります和太鼓の整備等で備品を整備される予定となっております。

中平委員 今のこのコミュニティ助成事業の周知、告知、周知といいますか、こういう事業がありますよというのを各自治会長さんが知られてないというパターンが多々あると思うので、そのあたりの周知方法はどのようにされているか、伺いたします。

大迫市民活動推進課長 例年、年間のスケジュール的には大きく変動はないんですけども、令和3年度の周知につきましては、令和3年8月11日に県を通じて市町に照会がございました。それを受けまして、8月に庁内の周知及び各自治会長へのご案内をさせていただきました。あわせて、まちづくり協議会等、コミュニティ組織にご案内を差し上げております。加えて、10月の市の広報誌にもコミュニティ助成についての記事を掲載させていただいております。昨年でございますと11月2日が締め切りということになっておりますので、それを受けて県を通じて自治総合センターのほうに申請をしていくというふうなスケジュールになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、市民活動推進課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:12 —

— 再開 10:13 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算、予算書22ページでございますけれども、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業でございますが、補正予算説明資料1ページに記載のとおりでございます。その他、補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

ひさなが委員 補正予算書22ページ、23ページ、3款「民生費」、1項「社会福祉費」、1目「社会福祉総務費」、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業についてですが、まず求職活動要件の緩和というふうにあります。具体的な内容をお尋ねいたします。

都野瀬地域福祉班長 求職活動要件につきましては、コロナ禍における原油価

格物価高騰等総合緊急対策の通知において、当分の間、月 2 回以上のハローワーク等での職業相談、週 1 回以上の企業への応募面接等行うことが、それぞれ月 1 回に緩和されたことになります。

ひさなが委員 続いて、支援金 450 万円の積算根拠をお尋ねいたします。

都野瀬地域福祉班長 積算根拠になりますが、自立支援金につきましては当初最大 3 ヶ月の支給でしたが、支給が終わっても生活が困窮している世帯については更に 3 ヶ月、合計で 6 ヶ月支給できるように制度が変更されています。そのため 5 世帯 3 ヶ月分の当初予算からその 5 世帯再支給 3 ヶ月分と、求職活動要件の緩和により新たに 5 世帯 6 ヶ月分を増額計上しております。

ひさなが委員 最後に郵送料として 1 万 9,000 円計上されていますが、いつどんな方を対象にお知らせを郵送されるのか、お伺いいたします。

都野瀬地域福祉班長 この事業が始まった令和 3 年度から県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付を利用できない約 70 世帯へ支援金のお知らせを送付しております。その中で、今までに申請のあった 5 世帯を除き、申請期限が延長されたこと及び求職活動要件が緩和されたことをお知らせする通知を 7 月上旬に郵送する予定です。また、新たに送付対象となる方には随時お知らせしていきます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算、予算書 22 ページですが「老人福祉施設維持管理費施設整備工事」につきましては、俵山高齢者生きがいの館の給水方法変更に伴う給水工事などの費用を計上しております。その他、補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、高齢福祉課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 18 —

— 再開 10 : 19 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは補足説明の前に、この度、予算説明資料の誤りにつきまして、訂正を送付させていただきましたことに改めてお詫びを申し上げます。部内各課には再発防止のために私も含め、チェック体制を再確認するようにすぐに通達をしたところでございます。それでは健康増進課所管の補正予算、予算書 24 ページでございます。提案説明及び予算説明資料 1、2 ページに記載のとおりでございまして、その他、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは補正予算書 24 ページ、25 ページ、4 款「衛生費」、1 項「保健衛生費」、4 目「感染症予防費」、予防接種事業につきましてですが、キャッチアップ接種を行われるということですが、対象者への周知方法をお尋ねいたします。

芳川健康増進課長補佐 キャッチアップの対象者は、年齢が平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの女性で、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方になります。周知につきましては、対象年齢の方で、定期接種 3 回のうち 1 回でもワクチン接種をしていない方に個別に通知をすることとし、ホームページや広報でも周知することと考えております。

ひさなが委員 平成 18 年 4 月 1 日生まれの女性で、17 年ではないですね。

芳川健康増進課長補佐 キャッチアップ接種対象者の年齢は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれの方になります。すみません、キャッチアップというのは、償還払いの対象者というのは平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの方になりますけれども、キャッチアップはこの 9 年間、積極的な勧奨差し控えに伴って接種の機会を逃した方になりますので、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれまでの女性が対象者になります。償還払いの対象者ですけれども、平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの女性になるんですけれども、この 1 年の差っていうのは、キャッチアップの方は昨年度対象者だった方になりますので、今年から対象年齢から外れたのでキャッチアップの対象になります。償還払いの対象者というのは、昨年度からすでに対象者から外れていきますので、そこで 1 年の差が出てくるということになります。

ひさなが委員 接種費用の償還払いについて、周知方法をお尋ねいたします。

芳川健康増進課長補佐 償還払いの対象者は、先ほどお伝えしましたように平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれの女性で、積極的な勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃し、ワクチン接種を自費で受けた方になります。

周知につきましては、キャッチアップ接種等償還払いの対象年齢の大半が重なっておりますので、一つの通知文書で HPV ワクチンの定期接種制度にあわせてキャッチアップ接種や償還払いについての内容を記載したものを個別に通知することとしています。

田村委員 4月1日は早生まれだからということでしょうかね。わかりました。それでは接種するワクチンの種類なんですけれども、2価、4価とあると思うんですけれども、これは接種の対象者が選べるんでしょうか。

芳川健康増進課長補佐 まずもって一度もまだ接種をされていらっしゃらない方は、その都度病院のほうで御相談いただいて接種する形になると思います。ただ、3回接種がありますけれども、1回もしくは2回受けられて3回目までは受けられてない方は、基本的には厚生労働省からは今までと同じ2価を接種しているのであれば2価、4価を接種している人であれば同じ4価を接種するようというふうに通知が出ております。

田村委員 わかりました。それでは接種のスケジュールについて、それぞれということになるんでしょうけれども、もし計画をされている完了までのスケジュールがありましたらお願いします。

芳川健康増進課長補佐 スケジュールですけれども、この6月補正で計上させていただきますので、予算確保した時点で個別の先ほどお伝えしましたキャッチアップ対象者、償還払いの対象者にも通知を当然いたしますし、それ以上に対象年齢の方、小学6年生から高校1年生までの対象者の方にも十分周知をさせていただいて、そこから接種という形になりますけれども、この制度自体はもう4月1日から積極的な勧奨というのは始まっておりますので、現に接種をもうされていらっしゃる方もいらっしゃいます。そちらも当然対象になりますので、ということです。

田村委員 それでは積極的勧奨されなかった期間があったということで、これはおそらく副反応、副作用への心配というのがあったと思うんですけれども、そのあたりの不安を持たれている方に対してどのように、何て言うか安心を提供すると言いますか、不安を和らげるような周知に取り組まれるんでしょうか。

芳川健康増進課長補佐 今委員がおっしゃられたように、積極的な勧奨を控えたということは、平成25年6月の時点で、はっきりとした原因というところには触れてませんけれども、いろんな症状が出るということで積極的な勧奨を9年間控えておりました。今後、再開を4月からしておりますけれども、厚生労働省のほうからも通常の予防接種であれば3ヶ月に1回の検証という形で取り組んでおるんですけれども、毎月症状を接種された方の症状等がでていないかというのをこの4月から10月までの半年間は小まめに観察をして、今後の健康被害の状況につながるかどうかというところの検証も含めてされていくという

ところで周知もしていきたいと思っております。

重村委員 それでは何点かお尋ねします。キャッチアップ接種の実施をするということで、今回補正予算を組まれてますけど、非常に難しい作業になるのかと思うんですよね。というのが当然、長門市に住民票のある方という形にはなるかと思えますけれども、例えば大学生で住民をこっちに置いているけど、他市の大学に行ってるとかですね、それとか、これでいうと平成 9 年からだから、年齢から言ったら 27 歳だから、もうご結婚をしてるとかですね。推奨して、打つ打たないというのはご本人の最終的には判断。これを機会に打っておこうという判断をされるのか、しないのかというところになるかと思えますけど、一つは住民票が長門市にあるかないかというところが大前提でしょうから、大学生あたりの対応をどうするのかというのがまず 1 点お聞かせください。

芳川健康増進課長補佐 委員おっしゃられるように、大学生とかで住民票を置いたまま県外に行かれてらっしゃる方も多いと思います。その方は 4 月 1 日時点で住民票のあるところに申請するようになりますので、県外で例えば接種をされて、その接種をされたという証明等をもって償還払いの申請をしていただくというのがまず 1 点あります。もう 1 つは、この HPV ワクチンに関わらず他の予防接種もそうなんですけども、県外の医療機関であればそちらと長門市が直接契約をさせていただいて、長門市の単価をもって契約ができるのであればその金額での接種ということで無償で当然させていただいて、その医療機関から長門市が請求に基づいてお支払いするという形になります。

重村委員 それと、ここに上がっている予防接種委託料 2,676 万 7,000 円ということですけど、住民票をひらえばある程度対象人数というのがわかってくる、そして実際にするしないという判断をご本人がされる、そして申し込みをされると、受けるということでしょうけど、この委託料というのはやはり目標があって、何人前後ぐらい接種されるであろうとか、接種して欲しいとか、そういうことで金額をはじかれていると思いますが、目標的な数値、この委託料の積算根拠ですよね。これはどのような考えられたのかお願いします。

芳川健康増進課長補佐 HPV ワクチンは、先ほどお伝えしたように 3 回のワクチンを接種することになります。積算についてですけども、定期接種の方、対象年齢小学校 6 年生から高校 1 年生の方というのは 5 割を見込んでおります。キャッチアップ接種の方というのは接種率を 4 割というふうに見込んで、1 人 3 回なので合計で総計が 1,491 回というふうに見込んで、これに 1 回あたりの接種委託料の 1 万 7,952 円を乗じた額を予防接種委託料として計上しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田中委員 第 4 款「衛生費」、1 項「保健衛生費」、4 目「感染症予防費」、新型

コロナウイルス対策事業について伺います。60歳以上の方は3回目接種終了後5ヶ月経過した者のうち60歳以上の者というくくりは、市も把握されると思うんですが、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、また重症リスクが高いと医師が認める方の把握についてはかなり無理だというふうに認識をしているんですが、そういう方々はこういった手続きになるのか、伺います。

岡健康増進課長補佐 基礎疾患を有する方等ですけれども、市が基礎疾患を有するということを把握ができませんので、基本はご本人さんからの申請をしていただく形になります。申請の周知を医療機関へのポスターの掲示ですとか、医療機関への申請書の設置、また長門市保健センター、各支所、出張所、油谷保健福祉センター等へ申請書を設置いたしまして、ご本人さんからの申請をしていただく形をとっております。そのほか、お電話でも直接申請を受け付ける形をとっております。そのほか周知の方法といたしまして、広報への掲載、ホームページへの掲載、ケーブルテレビへの文字放送、あと告知端末等によって市民の方に周知をしております。

ひさなが委員 4回目接種の今後のスケジュールについて伺います。

岡健康増進課長補佐 スケジュールにつきましては、4回目接種は3回目接種から5ヶ月経過するという接種間隔がございますので、60歳以上の方につきましては、3回目接種の接種履歴に基づきまして、3回目接種から5ヶ月経過後に接種ができるように5月31日から順次接種券を発送しております。18歳以上59歳の基礎疾患を有する方等につきましては、接種券発行申請書を提出していただきまして、3回目の接種履歴を確認し5ヶ月経過後に接種できるよう順次接種券を発送しております。個別接種はもうすでに医療機関のほうで接種が始まっておりますが、集団接種につきましては7月9日から開始する予定としております。

田村委員 すみません、1つだけちょっと教えてください。集団接種運営経費502万3,000円がありますけれども、これの内訳はどういったことになっているでしょうか。

田中健康増進課主査 内訳としましては、接種会場での消耗品、光熱費、薬剤費、保険料、無料バスの経費等となっております。接種経費の中には、医療従事者への経費等はその上の段の医療従事者報償のほうに含まれております。

田村委員 わかりました。ある程度金額をお示しいただけるとありがたいんですけれども。

田中健康増進課主査 会場での消耗品が56万円、光熱費が18万1,000円、薬剤費が10万円、保険料が24万4,000円、340万円がバス経費、その他が設営経費で28万3,000円、廃棄物の処分料が5万5,000円、会場への負担金などが

19万5,000円となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を10時50分からとします。

— 休憩 10 : 37 —

— 再開 10 : 50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農業委員会事務局所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、農業委員会所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書26、27ページ、予算説明資料では2ページの第6款「農林水産業費」、第1項「農業費」、第1目「農業委員会費」の情報収集等業務効率化支援事業につきましては、農地の集約化等を促進するため、農地活用の将来像となる目標地図の作成に必要な現地調査等において活用するタブレット端末を導入し、農地利用最適化推進委員の活動を支援することとしております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

有田委員 今説明がありました農業費の農業委員会費、情報収集等業務効率化支援事業のタブレット端末購入費65万1,000円ですが、この積算をお願いいたします。

坂倉農業委員会事務局長補佐 委員お尋ねの65万1,000円の積算ですけれども、1台当たりの単価本体3万998円（税込）×21台となっております。

有田委員 これは、推進委員全員に持たせるということですかね。

坂倉農業委員会事務局長補佐 はい、委員ご指摘のとおりでございます。

重廣委員 これはまたご丁寧に、タブレット端末保護ケースまであるわけですが、今21人の推進委員の方に渡すというふうに言われております。なかなかタブレットを渡したからすぐ利用できるものではないと思うのですが、この21名の方の平均年齢はどれぐらいのものなんですか。

坂倉農業委員会事務局長補佐 今現在で農地利用最適化推進委員さんの平均年齢は66.7歳となっております。

重廣委員 これはタブレットを活用し農地の集約化を加速されるというふうな説明をされておりますが、私は年齢がどうのこうのという意味ではございませんが、今小学生にもタブレットを渡しております。本当に有効利用ができるかどうかとちょっと不安なんですよね。中に使い方がわからないという方もおられると思うのですが、そういう方々への対応についてはどのように考えておられますか。

坂倉農業委員会事務局長補佐 私ども事務局のほうでも、委員の中には高齢でタブレット端末を使ったことがなく、導入当初は苦勞される委員が出てくるとも想定しております。その点につきましては、事務局のほうできめ細やかなサポートをしていきたいと考えております。また必要であれば、山口県農業会議所によるタブレット端末操作法に関する出前講座等もございますので、そちらも必要であれば活用していきたいと考えております。

重廣委員 今言われました山口県農業会議所によるタブレット操作の出前講座をするような経費は、この中には含まれてませんよね。

坂倉農業委員会事務局長補佐 はい、委員ご指摘のとおりでございます。この山口県農業会議所といいますのは、山口県内の市町村の農業委員会をサポートする組織でございます。これらの研修に係る経費は山口県農業会議所が無償でやっていただくようになっております。

重廣委員 最後に、農業委員会サポートシステムというのはどのようなものなのか説明をお願いします。

坂倉農業委員会事務局長補佐 農業委員会サポートシステムとは、全国農業会議所、一般社団法人になりますが、こちらが提供する農地台帳システム、農地情報公開システムをベースとしたシステムで、農地利用最適化推進等がアプリケーションを介してアクセスすることで、農地の情報を把握できるといったものでございます。将来的にはこのサポートシステムにつきましては、現在大幅な機能強化が進められておりまして、先々におきましては、推進委員等が現地で把握した情報をダイレクトにシステムに反映、集計すると、よりその業務の効率化が期待しておられるものでございます。

重村委員 この事業にこれだけ質疑がとぶとは思ってなかったかもしれませんが、1点ほど。決して僕は高齢だからタブレットがいけないと思ってませんし、農業にIT、IoTを導入していく中で、委員さんも積極的にこういう何ていいますか、道具を使っていくというのはいいことだとある意味思ってますけど。これは執行部にお尋ねしたいのは、長門市が独自でこういう制度を昨年ですか、テスト的にタブレットを使われたときがあったと思うんですよ、農業委員会として。積極的に長門市がやるというふうな判断をしたのか、それとも県下全域で、それぞれの市町に農業委員会というのは必ずありますけど、そこから県内

統一的にやってくださいという事業なのか、これはちょっと、まず明白に聞かせていただいていいですか。

角谷農業委員会事務局長 重村委員のご指摘のとおり、昨年度このタブレットをテストという形で導入させていただきまして、委員の皆さんに活用していただきました。確かに国のほうは、このタブレット端末を全国で普及させていくという動きがございます。ただ、やはり山口県、県下全市町でこのタブレットを導入して欲しいということは、山口県農業会議のほうからも言われておるんですが、やはり自治体によっては導入は消極的なところもあったり、積極的なところもあったりというところでまちまちでございます。今長門市といたしましては、この導入を基本的には積極的に進めていきたいというふうに考えております。それで、本来であれば農業委員さんが 19 名、最適化推進委員さん 21 名、合計で 40 名、農業委員会の関係者の方はいらっしゃいます。できればこの 40 名分の端末を導入したいという思いがございましたが、実際、このタブレットの準備ができないと、そこまではできないというような御達しもございまして、それで最適化推進委員の 21 名の方全員には、このタブレットを導入したいという思いで、今回この 21 台分の補正予算を計上させていただいたところでございます。したがって、長門市としては積極的に導入していきたいというふうに思っております。

重村委員 大変よくわかりました。それで、これは財源内訳が 51 万 8,000 円は一般財源ということで、負担からすると 3 分の 1 が自治体持ちということでしょうか。

坂倉農業委員会事務局長補佐 補助内訳についてですけれども、タブレットの端末保護ケース、それからタブレット端末損害保険料、これにつきましては単市での負担、それ以外につきましては国庫 10 割補助というふうな内訳になっております。

上田委員 そうしましたら、今課長がおっしゃった 19 名の農業委員さんにもいずれこういうふうに行き渡るというふうに考えてもいいですか。

角谷農業委員会事務局長 たちまちすぐにはないと思いますが、今実際この 21 台を最適化推進委員さんの皆さんに活用していただいて、現地調査、現場のほうに農業委員さんと最適化推進委員さん、両方 2 人一緒に行かれます。そのときに、やはりこの端末の使い方とかを、もしあれだったら 2 人で共有することもできるのかなというふうに考えておりますので、そういったところも今後見ていって、導入が必要であれば導入していきたいというふうには思っております。

田中委員 1 点確認です。タブレット端末通信費、それから損害保険料というのは、今後ずっと予算計上されて毎年いく予定でしょうか。

坂倉農業委員会事務局長補佐 委員お尋ねの端末保護ケース、これにつきましては今年度のみ。損害保険料につきましては、これが今年度から 2 年間の契約ということで今年度限りの支出となっております。通信費につきましては、毎年予算計上しております。こちらにつきましては、来年度以降は 10 割国庫補助ということでお話を伺っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農業委員会事務局所管全般についてご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。

次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、農林水産課所管の主な事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 3 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の有機農業産地づくり推進事業につきましては、長門市未来農業創造協議会を事業主体とし、山口県農業協同組合長門統括本部等と連携いたしまして、有機野菜の育苗施設整備や学校給食への利用に向けた実証実験及び試行等を行い、有機農業推進のモデル的先進地区を創出することとしております。次に、補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 4 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 2 項「林業費」、第 2 目「林業振興費」の先進的基盤強化対策事業につきましては、コロナ禍における反転攻勢に向け、経営基盤の強化に取り組む林業事業者に対し、先進的林業機械等の整備に対する支援を行い、市内林業事業体の施業・製材能力の向上及び林業成長産業化の促進につなげていくこととしております。続いて、補正予算書 26、27 ページ、予算説明資料では 4 ページの第 6 款「農林水産業費」、第 3 項「水産業費」、第 3 目「水産振興費」の先進的基盤強化対策事業につきましても、コロナ禍における反転攻勢に向け、経営基盤の強化に取り組む漁業者に対し、新たな漁業種開拓のための漁具及び先進的な漁業機器等の整備に対する支援を行い、水産振興を図っていくこととしております。同じく「水産振興費」のコロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業につきましては、コロナ禍における燃油価格及び物価高騰の影響を受ける漁業者に対し、直近 2 年間の軽油平均単価との高騰差額を支援することにより、漁業者の経営維持・回復を図ることとしております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

有田委員 説明書の 3 ページの「農林水産業費」、4 目「農業振興費」、これは新しい担い手確保経営強化支援事業なんですが、この採択はどのようにされるの

か、またこれはポイント制度があるのかないかをお尋ねします。

高橋農林水産課主幹 こちらの事業につきましては、委員のご指摘のとおりポイント制でございまして、今の現状の経営の状況、経営の面積を拡大するなり、高付加価値化への取り組み、そういった様々な項目によって、ポイントの合計によりまして採択されるかされないかというような仕組みにはなっております。

林委員 予算書でいったら 26、27 ページの第 6 款「農林水産業費」、3 項「水産業費」、3 目「水産業振興費」の、先ほど部長が若干お触れになりましたコロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業についてなんですけれども、ちょっと確認なんですけれども、去年の 12 月補正でも漁業者経営回復緊急支援事業として一般財源で燃油の補助がありました。期間は去年の 11 月から 2 月までということでしたが、今回この事業の期間について、補助期間についてお尋ねします。

今津農林水産課長補佐 今回の期間は、令和 4 年 4 月から令和 5 年 2 月までの期間になっております。

林委員 その残りの 1 ヶ月というのは、事務の取り扱い等の期間ということを確認してよろしいでしょうか。

今津農林水産課長補佐 はい、おっしゃるとおり事務の精算のための 1 ヶ月間ということになっております。

林委員 それで、前回の 4 ヶ月執行されましたこの漁業経営回復緊急支援事業では、当初この山口県漁協協同組合長門統括支店の、そこで燃油の補助という形をとってましたけど、途中でそれ以外のところのものも認めると。当初の予算説明時と執行にあたってはちょっと内容が若干変わりました。ちょっとそのあたり、今回のこの事業スキームの中でそれは継承されるか、その辺りをちょっと。その経過を多分知らない議員もいると思うので、ちょっとその辺りの説明もあわせてお願いします。

角谷農林水産課長 昨年度 12 月補正で計上させていただきました燃油対策事業でございしますが、そのときに基本的には漁協の施設で給油した方を対象というふうに考えておったんですが、市内のガソリンスタンドで軽油を購入されて、それを漁業活動に活用されてらっしゃるという漁業者さんもいらっしゃるということで、急遽そういった方たちにも対応する形を前回の 12 月補正の事業につきましてはとらせていただきました。今回のこの 6 月補正で計上させていただきました燃油対策、これにつきましても前回同様、漁協からの給油、それと市内のガソリンスタンドからの給油、その両方に対応することとしているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田村委員 すみません、少し戻ります。補正予算書 27 ページ、第 6 款「農業水産業費」、1 項「農業費」です。有機農業産地づくり推進事業について、有機野菜の育苗施設整備や学校給食の利用などとありますけれども、今年度のスケジュールや計画がありましたらお願いします。

高橋農林水産課主幹 今年度、こちらの国の有機農業産地づくり推進事業という新しい事業のほうが出てまいりまして、やはりこれは全国的にみどりの食料システム戦略という国が打ち出した有機農地を 2050 年までに農地全体の 25% にしようというところの取り組みでございます。今年度こちらの事業を活用いたしまして、有機苗の供給をするということなんですが、これは、昨年 4 月に楽天農業株式会社と農業に係る連携協定を結ばせていただいた中で、来年、令和 5 年の 3 月から作付が開始しますが、その作付をするブロッコリーの苗を JA のほうで育苗していただき、楽天農業へ供給すると。そういったちょっと試行的な取り組みに対して充てる経費でございます。また、有機野菜の食育ということで、学校給食のほうでも活用していただくということで、今のところ年 5 回有機野菜を学校給食へ供給したいというところで、やはり通常の野菜に比べて約 4 倍の価格がする現状でございます。それに対しての補填というところの取り組みでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 それでは予算書 33 ページ、説明資料は一番最後のページになるのかな。第 11 款「災害復旧費」の 4 目「過年農地農業用施設災害復旧費」についてお尋ねをします。事業の見直しを河川管理者と一緒にして、500 万円の増額補正が提案されておりますけれども、この中で財源内訳は一般財源とその他、このその他というのは多分受益者負担であろうというふうに思っておりますけれども、これは減額補正という形になっています。事業費が増額補正なのに財源内訳の中で一般財源とその他の財源が減額。ここを少し詳しく教えていただけたらと思います。

山本農業振興班長 当初予算の計上の時点では補助率が確定しておりませんでした関係で、補助率を 95%、市の負担を 3%、受益者負担を 2%として計上しておりましたが、その後の補助率増高申請により補助率が 99.2%、令和 4 年 3 月に確定したことから今回市 0.48%、受益者負担 0.32%となり、その財源更正を行ったものです。

重村委員 大変よくわかりました。何て言いますか、受益者負担は結局農家さんが川の頭首工が破れたときに、早い話、以前だと 120 万円払ってねっていうことなんですよね。これは、私も常々言ってるんですけど、それでなくても農業というのは赤字経営の中でこういう県河川とか市の準用河川で、頭首工を直

すときに極力農家の負担がないように、いくらそこから水を取るとは言っても、結局その受益者負担が高いから、いやできませんという箇所は今長門の中でもあるんですよ、実際に。だから、ここはいい傾向だと思います。再検討を県として、こうやって受益者負担も少なくなるということは、今後もこういった部分は行政サイドとしてしっかり補助率の低減に向けて頑張っていたきたいということを申し添えて終わりにしたいと思います。今後の見解を部長、すみませんが、こういった努力を行政がするのかしないのか。

堀経済観光部長 これまでの経過の中でも当然行ってきたことでございますけれども、増高申請等の機会は逃すことなく利用させていただきながら、こういった災害復旧には今後もあたっていきたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

林委員 これは災害といえば災害、小島漁港の B 防波堤についてなんですけれども、これは補正予算書の 28 ページから 29 ページ、第 6 款「農林水産業費」、3 項「水産業費」、4 目「漁港建設費」、コード番号 055「漁港施設整備事業」910 万円について、ちょっとお尋ねします。1 点ほどちょっとお尋ねなんですけれども、この調査時期、それから今後の対策の方向性について、いつ頃までを目途にお決めになられるご予定なのかお尋ねしたいと思います。

大深技術補佐 調査時期につきましては、議決後速やかに発注準備を行いまして、7 月中に契約、8 月から調査のほうに入りたいと考えております。

林委員 今後の方向性も尋ねてます。

大深技術補佐 すみません。今後の方向性につきましては、水産庁や山口県漁港漁場整備課などとの調整が必要となりますことから、できるだけ今年度中を目途には対応を考えていきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 17 —

— 再開 11 : 27 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、産業戦略課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 28、29 ページの第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」のながと特産物振興事業につきましては、予算説明資料 5 ページに記載しておりますとおりでございますが、6 次産業化支援施設「ながとラボ」について、事業内容の見直しをしたことに伴う必要な予算を計上しております。次に、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」のコロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業につきましては、コロナ禍における燃油等物価高騰問題に直面する市内経済状況を踏まえ、市内商工団体や金融機関と市内の経済情勢について意見交換を行った上で、国や県の施策の隙間を埋める観点から、この度市独自の経済対策事業に係る所要の予算を計上しております。その事業内容につきましては、燃油等物価高騰対策事業、ぶちとくながと生活優待券発行事業、中小事業者サポート事業の 3 事業となっております。予算説明資料 5 ページに記載しておりますとおりでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、補正予算書 29 ページ、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、ながと特産物販売事業についてお尋ねをいたします。6 次産業化支援施設についてであります。まず 6 次産業化についてお尋ねをいたしますけれども、これは何で調べたかによって物も変わってくるかもしれませんが、「6 次産業化とは、農林漁業者の 1 次産業従事者が農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより農林漁業者の所得向上を目指すことです」というものでありますけれども、それでよろしかったでしょうか。

仲野産業戦略課長 今ご説明の内容で大丈夫かと思います。

田村委員 わかりました。それでは、この 6 次産業化についてですけれども、執行部の商品開発に対してどのような認識をお持ちかということと、それからヒット商品の開発というものの難しさについて、どのような認識をお持ちであるかお尋ねをいたします。

坂田産業戦略課主幹 それではお答えいたします。支援施設の今までの実績の部分でお答えさせていただきますと、平成 29 年から令和 3 年までの商品化された件数につきましては、91 件の商品化がされております。商品化された商品の中には、売り上げとして 1,000 万円近くの売上を上げている商品もあるところですが、委員言われるとおりヒット商品ということについてはなかなか生まれてはこないというふうには考えておるところでございます。

田村委員 次の質問の答えを先に言われてしまった感じですが、商品開発についてマーケットインの手法をとりながら、長門産ブランドを目指していくと、つくっていくという目的で整備されたものだと思います。KPI があつた

と思います。ちょっと今私の手元にあるのが平成 28 年の内閣府に提出された KPI ですが、平成 31 年で新商品開発件数が 50 件、平成 35 年で開発件数 70 件という目標があります。昨年 2021 年、令和 3 年ですね。令和 3 年度の商品開発件数ですが、60 件というふうにちょっと私、資料が手元にあります。この KPI の達成について、達成度合いについては執行部としては如何お考えでしょうか。

坂田産業戦略課主幹 先ほど申されました KPI 値につきまして、運営事業者のほうで取り組まれているところがございますが、令和 3 年度につきましては商品化件数につきましては 18 件となっており、市内事業者の商品化件数につきましては、令和元年、2 年、3 年と 11 件、9 件、7 件というふうに、なかなか商品化が進んでいない状況となっております。

田村委員 ちょっと数字に差異がありましたが、これはあれですね、商品開発アドバイスを含む数で私は今質問させていただいたからということでしょうね。それではあと 2 つほど伺います。まずこの開発商品、それから開発についての相談の内容ですが、施設が整備された平成 29 年ですが、こちらについては、この頃からいつまでにしまししょうか、令和元年ぐらいまでについては、市内の生産者、市内の相談件数が多かったんですが、例えば昨年でご紹介をしますと地域商社山口であったりとか、それからあと星野リゾートであったり、それから道の駅おふくであったりというような、市外の方からの相談件数が増えているんですね。これについては執行部では認識はしておられると思いますけれども、どういうふうに受けとめられておられますか。

坂田産業戦略課主幹 市内だけではなく、市外の商品、市外の事業者による商品開発につきましては、今まで自立するところで運営事業者の方が取り組まれてきた結果だと考えております。ただ、施設のほうについて、長門市のほうで整備したところであり、市内事業者についてももっと増やしていただくといいことが大切であると考えております。

田村委員 わかりました。市内の事業者にもっと何て言いますか、この施設が活用されるように一般質問でもちょっとお尋ねをしましたけれども、しっかりと行政のほうのサポート、それから部署間での連携もしていただきながら進めていっていただきたいと思います。私はこれで最後になるんですが、先ほどから伺っております 6 次産業化というものの難しさ、それから商品開発、ましてやヒット商品をつくることの難しさということは十分ご認識をいただいていると思います。それから、コストセンターとしての商品開発部門ということでの施設の運営ですから、自走というのはなかなか難しかったというところがこれまでの総括としてわかってきたんだろうというふうに思っています。今回の予算化については、そういう意味合いで思っておりますけれども、これま

でながとラボの運営をしてこられた当初はながと産ネットワーク、それから、運営母体ちょっと中身を改めてですかメンバー的に少し人数が減った形で63Dnetという形でやっております。まず当初ですけれども、センザキッチンで販売をするためにこういった商品を販売したいと、施設の整備費用が当初の予算では足りなかったので、運営者の方が個人で負担をされて今その機械を使った製造開発というものが進んでおります。さらに、これはいわゆる民間の活用、民間の力の活用というのはそういった工法を求めているのかなあというところもあるんですけれども、運営事業者の方、出資者の皆さんです。従業員の方は給料をもらってやってらっしゃいますけど、運営主体者といいますか出資者の方、並びに役員の方というのは、いっさい無報酬でこれまでずっと一円もいただかずにやってらっしゃると。これは、6次産業化の推進を応援する立場でされているわけですが、そういったところについて、これまでの事業者さんの負担というものをどういうふうに受けとめられておられますでしょうか。

仲野産業戦略課長 今、田村委員のほうからご説明があったとおり、これまでの経過の中で負担をかけていたというところについては、こちらのほうについても把握をしている状況でございます。ただ、そういったところで5年間という間、自走を目指してこれまでやってきたというところで、やっぱりそこについても負担になったというところを軽減していかなければならないというところも踏まえて、この度条例のほうを提出させていただいて、それに関連する今回補正予算というところで、委託料等を計上して負担軽減を図り、それによって商品開発の促進、ひいては地域の活性化につなげていきたいというふうを考えておるところでございます。

早川委員 先ほど田村委員のほうからも商品開発、これまでは自走だったので、市外からの受入れもというところだったんですけれども、今後、公設公営という形になると思うんですけど、その場合は市外からの商品開発というのも受け入れられる予定なんですか。

坂田産業戦略課主幹 主には市内の事業者による商品開発というところですが、市外の事業者の利用につきましては、使用料につきまして2倍の料金を設定し利用をしていただくというところにはなります。

早川委員 これまで事業者の方が5年間負担を強いられながらというか、負担を感じながらやられてきたんですけれども、結果、商品開発というところが、私たちもそうなんですけど難しいというところで、今回このような処置を取られているんだと思うんですけれど、これ今見ますと、商品開発委託料、商品開発支援業務委託料、商品開発という言葉がここに上がっています。まだその事業者、今後受託されるであろう事業者にその商品開発というところを求められるのか。それか商品開発の支援ではいけないのか。例えば器具等の使用方法と、

これまでとか今からもらう、出るであろう、集まるであろうデータの提供等で商品開発の支援という形ではその業務委託、管理費とか業務委託ではいけないのか、というところの見解をお願いいたします。

坂田産業戦略課主幹 今回、商品開発、業務委託につきましては、当然商品開発に係るアドバイスもありますし、自ら機器を使用しての商品開発が難しいというところの事業者につきまして、商品開発を行うという部分につきましてもあわせて業務委託として出すこととしております。

綾城委員 これは委託料で上がっていますけれども、これは今現在事業者がいらっしゃると。ここに委託をするということで、もう決まっているということでしょうか。

坂田産業戦略課主幹 委託先につきましては、現在公募型プロポーザルで業者を選定することで予算のほうを計上させていただいております。

綾城委員 現在の事業者さんじゃなくて、ほかの事業者さんになる可能性があるということですか。

坂田産業戦略課主幹 広く公募するというところにしております。

綾城委員 今現在やられている事業者さん以外にやっていただくという選択肢はないと思うんですけど、私はですね。だからそれはそういう公募型プロポーザルとかをしなくても、今現在いらっしゃる事業者さんと契約をするというやり方で私はいいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどういうふうに公募型プロポーザルというもので決められたんですか。

仲野産業戦略課長 ここにつきましては、既存の事業者ではというお尋ねかと思いますがけれども、この度、このながトラボに関する施設管理も含めて、運営のほうを大幅に見直したという中で、ここを管理する、今回で言うと受託事業者になりますけれども、ここについても新たに公募型という形で公募をして見直しをかけるというところもございますけれども、既存の事業者以外のところもやはり含めて検討すべきじゃないかというところで、運営方針の見直しの中の位置づけで事業者のほうも見直していこうという形で、この度公募型プロポーザルをするという形で整備をさせていただいたところでございます。

早川委員 では、その委託される期間というのと、その KPI、その事業者に対して目標数値というのは示されるんでしょうか。

坂田産業戦略課主幹 委託期間につきましては、今後速やかに公募型プロポーザルにより事業者選定いたしまして 3 月末までとなります。KPI につきましては、市のほうが公募型プロポーザルの仕様書におきまして示すこととしております。

早川委員 では、その KPI というのがまだ決まってないと、設定されてないと受けてよろしいでしょうか。

仲野産業戦略課長 それでは KPI のところについてお答えをいたします。こちらにつきましては、現在事務局のほうで KPI の案というのを当然つくっておりまして、それにつきましては開発された商品の売上額、それから新規の商品の開発数、それから商品開発の新規利用者事業者数、この 3 点を KPI として設定をする予定でございます。

早川委員 これ、例えば公設公営になった場合、市の方、市民の方に、多くの広い市民の方に、事業者でも生産者でも使っていただかないといけない施設になると思うんですけれども、そういった場合どうやって今まで知っていらない方たちにこういう施設がある、こういう使い方ができるようになったということをお知らせするというか、周知されるような方法というのを教えてください。

坂田産業戦略課主幹 施設について活用していただくために、市広報であったり、ホームページ、また生産者団体や商工団体等を通じて周知することで検討をしております。

早川委員 多分それだけだったら皆さんに、市内の事業者の皆さんに使っていただけないと思うんですよ。だって今までもそうやってチラシもつくったし、配ったりもしていらないけれども、結局限られた数少ない、そして最近になって近年段々とその利用数も減っている。そういうところを踏まえたなら、もっと公設公営にする立場としては、もっと考えてそこを打っていかないと、この金額というのはやはり税金なので、私達もその KPI もまだ公募の前に決まっていなくて、それでこの金額を出しますというのは、ちょっと審査としては難しいんじゃないかと思うんですけれども、その順序というか、そこに関してはどう思われているんでしょうか。

仲野産業戦略課長 委員の意図としては、ちょっとそれでは周知が足りないんじゃないかというところというところで捉えたところでございますけれども、先ほど坂田主幹のほうから説明させていただいたところは、当然やっていくというところでございますが、そのほかの周知方法というところで、今事務局の現時点の案として考えているのが、公の施設になったというところで広く知っていただくためにイベント等というか、商品開発について市民の方も参加できるようなイベント等も少しやったらどうかというような、ちょっと今現段階、案のほうも考えておりまして、そういったことをすることによって市民の方へのアイデアが商品開発に活かせるとか、そういった流れで周知徹底という意味でひとつつくっていけたらいいんじゃないかなというふうには考えておるところでございます。

早川委員 先ほどから商品開発は難しいというのはおっしゃってるし、皆さんも承知の事実だと思うんですけれども、それでもまだ市民の方からアイデアを

いただいて商品開発ができるという、その考え自体がちょっとやっばり、もう 1 回転換というか、考え直さなきゃいけないところだと思うんですけども、商品開発は、これはこの 5 年間やって、事業者さんもやって難しいというところになっているので、それをまた今度公募してそれを受ける事業者さんがいるのか、それにまた強いるのかというところの見解をもう一度お願いします。

仲野産業戦略課長 確かに商品開発自体について、これまでの実績も踏まえて難しいというところについては、こちらのほうとしても結果として正直に捉えているというところがまず前提としてございます。それを踏まえまして、この度、公設公営にすることによって受託事業者様の負担を軽くすることによって、より商品開発に傾注できるようにという形の対応を図るところと、あと公募型プロポーザルという形で、仮に新たな事業者様のほうが入ってくるところもございますので、そういったところで新たなアイデアというか、そういったアドバイザーも含める形で、より商品開発に今後推進できるようにという形で体制も整えてやっていきたいというふうに考えておりますので、まずはここについてはしっかりその新しい体制でやっていきたいという形では担当課としては考えているところでございます。

早川委員 ここで言う商品開発というのは、ながと特産物振興事業なので、ぜひ長門市、市内のいうところをもっと強調して説明もしていただきたいし、公募もしていただきたいと思うんですよ。今後、その周知のところも長門のものを使ったというところをもっと特徴みたいなのを強調して、それを使った振興事業であるように願います。

仲野産業戦略課長 今、委員さんの言われたご意見につきましては、そういった形でしていくというところで意見としてお伺いさせていただきたいというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。

田村委員 それでは、補正予算書 29 ページ、説明資料 5 ページ、ぶちとくながと生活優待券発行事業についてお尋ねをいたします。この事業の内容については説明書に書いてあるとおりだと思いますのでいいんですけども、名称なんですけど、優待券というのは、「優待の印として渡す券、または企業などが手厚くもてなすことを目的に発行する券」という券のことですよ。その優待というのが手厚くもてなすこと、他に対する以上に、他に対するより以上に待遇することというのが優待の意味ですけども、これはあれですよ、全市民に配布するチケットではないんですよ。市民の方が購入をされて、購入できる方が言ったら購入する余力のある方が購入をしてそのプレミアム分を活用されるというふうな事業だと思うんですけども、これは優待券という名前をつけてし

まうとですね、今更言うのもどうかとも思いますけれども、優待する人としな
い人を、何て言うか、お金を出せる出せないで分けるということですか。

仲野産業戦略課長 まず、この事業名称というところでございます。こちらに
つきましては、基本的に今回の事業の目的というか内容というところが、説明
資料にも書いておりますとおり、いわゆるコロナ禍における原油価格、それか
ら物価高騰等に直面する住民の方への負担の軽減と、それと引いては市内消費
者の需要、それによって市内消費者の需要を喚起するということで、負担を
軽減するということに着目するところで、名称的にはぶちとくながと生活優
待券という形にしたところございまして、田村委員がおっしゃられた、分け
るとか、決してそういったところはないというところでございます。

田村委員 おそらくそういう意図はなかったと思います。単純に優待という言
葉が優しそうなのでつけられたのかなというふうに思いますけれども、プレミ
アム付商品券の時でもあるように、買える方というのは、プレミアム付商品券
をそもそも買える方というのは割と生活にゆとりのある方じゃないかと思うん
ですよね。そもそもその原資を出すことも難しいという方にとっては、ちょっ
とあまり優しくないのかなというふうに思いました。だから名前を変えてくだ
さいという訳ではないですけれども。以後そういうことをちょっと気に留めて
いただけたらと思います。お答えは結構です。

林委員 ちょっと基本的なことなんですけど、この購入方法についてお尋ねし
ます。

釧路産業戦略課長補佐 購入方法なんですが、今回長門商工会議所のほうに委
託して事業を行う関係があります。市民の方は一旦商工会議所に郵送、返信用
はがきですね、郵送により購入の意思表示をしていただきます。それから商工
会議所が各市民に通知をいたしまして、その通知を持って郵便局で優待券を購
入していただくというふうな流れとなっています。

林委員 これは、ということは申し込みが多かった場合というのはどういうふ
うになるんですか。

釧路産業戦略課長補佐 申し込みが多かったときの対応なんですが、その時に
は抽選という形で皆様にお知らせする次第でございます。

林委員 申し込みが終わったら抽選で引換券が返送されると、で当選者という
言い方が正しいのかわからないけれども、郵便局で購入することなんです
ね。この周知方法というのはどういうふうに考えられていますか。もちろん
事業所、市民等に。

釧路産業戦略課長補佐 まず事業者なんですが、事業者はまず登録していただ
くことが必要になってまいります。それで商工会議所の DM、市の広報、告知
放送等を活用して周知をしていく予定でございます。あと個人におきましても、

市の広報、あとはホームページ、告知放送、広く知っていただくために周知をしてまいりたいというふうに考えております。

林委員 最後なんですけど、これは使用期限に定めがありますけど、まずこの理由と根拠についてお尋ねいたします。

鈮物産業戦略課長補佐 使用期限についてお答えいたします。年度内に精算をする必要がございますので、1月31日を使用期限としているところでございます。

林委員 1月末に事務処理をする。支払事務はいつなんですか。

鈮物産業戦略課長補佐 支払事務というのは、商工会議所の支払事務ということでよろしいでしょうか。これは3月31日までに支払いということが生じておりますが、銀行等で換金等の手続きがございます。1月31日に終わると、2月1日以降に各事業者さんが券を持ち込み、また銀行の方に換金されるようになりますので、3月31日が最終となっております。

岩藤委員 換金方法なんですけど、去年の券がありましたよね、長門市の。そのときにも事業者さんのほうから、やはり年末とかの換金がどのようになるのかという、すごく気にされていらっしゃる業者さんもいらっしゃいました。この度の今のお返事では、やはりまとめて換金をしていただいたほうがいいという考えでいらっしゃるのか、業者さんに対する換金方法をちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

鈮物産業戦略課長補佐 事業者さんの換金方法なんですけど、今、委員のお示しのとおり、まとめてというのは理想なんですけど、随時、換金を受け付けております。そのような形で今商工会議所と協議していく予定でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

綾城委員 コロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業、この中の一つとして燃油等物価高騰対策事業というものがございます。これは市内の対象者が市内に事業所を有している個人又は市内に本店を有している法人が対象となります。この対象の事業所ということですが、これは所管が産業戦略課というところですが、福祉とか、そういった事業所もございますが、そういったところは対象になるのかお尋ねいたします。

鈮物産業戦略課長補佐 福祉施設のことなんですけど、今、委員がおっしゃられた市内の事業所があることという条件と法人においては本店が長門市にあるという条件がございます。あとは市からの補助、別の補助とかいろんな補助をもらっているところがございますが、そういうところがきちんと区分けができる、例えば燃料費、電気・ガス、区分けができる施設であれば対象となりますので、福祉施設だからといって対象外ということはありませんので、条件を満たせば

大丈夫でございます。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ例えば、障害者の就労施設とか、そういった施設も市からは一応入ってますよね、サービス給付費は入ってますけれども、そうではなくて要項に合致していれば対象になるという受け取りでよろしいですか。

鈮物産業戦略課長補佐 福祉施設の補助というのはちょっと私の方も把握しておりませんが、その燃料等に補助が入っていないのであれば、委員のお見込みのとおりでございます。

林委員 この予算計上された 8,053 万 1,000 円の積算根拠というのを明らかにしていただけますか。

鈮物産業戦略課長補佐 8,053 万 1,000 円の内訳なんですけど、まず事業所に補助金額で 8,040 万円ほど計上しております。また、銀行等への振り込み、事業者さんに振り込むときの手数料というのがございますので、その 670 件の 110 円と、あとは交付決定通知等の郵券料も 87 円で計上しております。それらをあわせて、8,053 万 1,000 円となっているところでございます。

林委員 それで、この申請期限と申請方法についてお尋ねします。

鈮物産業戦略課長補佐 まず申請方法なんですけど、窓口には事業者さんが申請していただく形をとっていただくようなことになります。申請期限なんですけど、9 月末を予定しております。

林委員 わかりました。先ほどこの積算根拠で 670 事業所ということをおっしゃいました。それでこの事業所に対する周知の方法というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

鈮物産業戦略課長補佐 周知の方法なんですけど、長門市が持っております広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じて行う予定です。あとは商工会議所さんにもお願いして、その加盟の事業所さんには周知をお願いしようというふうに考えております。

林委員 最後に 1 点。これはもちろん予算の範囲内だとは思いますが、例えば申請が予算を超えるということを想定して、それも想定されるので、そういった場合はどういった対応になるんでしょうか。

仲野産業戦略課長 予算を上回った場合というところですけども、本事業については予算内というところに対応させていただいて、また、ご承知のとおり今物価等はこれから更にちょっとどんどん上がってくるようなところもございます。そういったところで本事業がそういったいっぱいになるようであれば、秋口以降に向けて更なる対応というのは検討していかなければいけないかとは思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、

ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業戦略課所管全般について、ご質疑はありませんか。

重村委員 今一度ということで、これはもう政策判断的なところで副市長にご答弁をいただきたいと思います。ながと特産物振興事業でながとラボの施設のあり方を大きく転換するということですよね。この問題は、ラボの問題は一般質問でもたくさんの議員が質問に立ち、そして予算審査の中でも、当初予算の審査の中でも、そして決算認定の審査でも議会として、本当に自走ができるのかと。施設のあり方をよく考える必要があるんじゃないかということで、要望的意見もたびたび重ねて出していました。私ね、この 6 月補正でこの予算を見たときに、これは当初できちんと施設のあり方を、江原市長は当初の 3 月のときにラボのあり方をきちんと政策の中、自分の政策、市政運営の中に位置づけをして私は上げてくるべきだと。なぜ 6 月なのかと。だって 63Dnet さんを振り回すわけでしょ。もう 1 回プロポーザルするとか。私はね、非常に雑というか、それは 6 月にスピード感を持って、一刻も早くこういうふうを考え方を転換していくんだという捉え方もあるかもしれないけど、非常に雑というか、僕は不安を覚えますよ、ある意味。江原市政に対して。だから長門市の人が使うとか云々とか、それはもうその次。このラボのあり方というのを江原市政がどのように重要視して、この令和 4 年度を運営していくんだというのが、何か雑に決めているような気がしてならない。そこの辺りの見解を副市長にお願いします。

大谷副市長 それでは、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。今委員がご指摘ありましたように、このながとラボ、これはもう平成 29 年から全国にも例のない形で自走を目指す、その中で運営事業者の収益事業を持って、いわば商品開発部分と言いますか、コストセンターと言われる部分を賄っていく。そういった形でこの事業をスタートしたわけでございます。しかし、なかなかこの 6 次産業化の中で、先ほど田村委員もおっしゃいましたように、売れるものづくり、これを目指したんですけれども、なかなかそれが収益を持って賄えるほどには至らなかった。この点については、当初は市としても運営費補助という形で立ち上がり支援という形で 3 年間補助を続けてまいりました。そして 3 年後にまた再度見直すということで、議会の議員さんのご意見を伺いながら、やむなくと申しますか、続けて支援を行うと、財政支援を行うという形になりました。この時点で結果的には 63Dnet さんが引き続きこれを受けられたわけでございます。しかし、やはりそういったものづくりができない中で、自走が見込めないという状況がだんだんと明らかになってまいりましたときに、やはり、これは公設の試験研究機関、これはやはり公を持って賄わなくてはいけないんじゃないかと。県の中には県でつくっております産業技術センターがございま

すけれども、当然これは県が運営交付金を持って賄っているセンターでございます。コストセンターです。こういうものを切り離すべきではないかと。そうすることで、昨年来、実は1年間を通じて今の運営事業者である63Dnetさんと喧々囂々議論を重ねてきたところでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、こういう大きな見直しをするにおいては、当然令和4年度当初予算で対応しなければいけなかった。お示ししなきゃいけなかったと。この点については大いに反省をいたしております。これはどうしても今の運営事業者さんとの議論がなかなか調整がつかなかった。そしてこの度も条例の中で使用料をこと細かに設定しておりますけれども、今までは部屋の使用料だったものを、その機器そのものの減価償却費がある。いろんな維持管理を含めて個別に精査し、そして商品、今までの利用よりは下げると。その一次産業従事者の方々が気軽に門戸をたたき、こういった商品開発に手軽に臨めるという体制をとらなきゃいけなかった。そういった点で事務的に時間がかかってしまった。そして当初予算に載せられなかったという点については事務方トップとして大いに反省をし、お詫びいたすところでございます。しかしながら、決して市長はこのながとラボの変革について、決してないがしろにしているわけではない。この商品開発の支援の部分に、新たな受託事業者が集中して臨めるようにという観点、それから商品開発支援の枠組みを新たなものにつくる。いわば公設試験研究機関を設けるということで、今回時期は遅れましたけれども6月補正に臨んでいるということだけは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。私からは以上です。

重村委員 簡潔明瞭にご答弁をお願いします。お互い時間もある。で、これは市長も多分聞かれていますよ市長室で。でもね、それは当初予算で出せなかったことをお詫びすると今言われてますけどね、市長が本当にこのラボのことを大切に思うのであれば、去年の夏以降、当初予算をつくるために庁舎を挙げて力を入れてつくったわけでしょう。令和4年度はどうやって市政を運営していくんだということ、それで結局間に合わなかった。それはね、市長が間に合わせろって言わないといけない。だって民間の業者も振り回す、それで下期からなのかどうなのかも分からない。僕はね、すごく雑だなんて僕はこの予算を見たときに思いましたよ。行き当たりばったりでやってるんじゃないかと。もう重ねてご答弁はないのかもしれないけど、これは市長にも厳しく私はお伝えをしておきますよ。こういう姿勢では本当に業者もついてこないし、良いながとラボの経営はできない。はっきり言ったら。令和4年度の4月1日から新しいスタートを切るんだ、そういう思いで私はつくっていかないと、それも9月とかじゃなくて6月ですよ。3月の定例会が終わって、6月にこういうのが出てくる。本当に思っているのかというのをすごく疑問視されますね。何かご答弁が

あったらされてもいいし、なければいいです。

大谷副市長 ただ今の重村委員のご指摘、ご意見につきましては、しっかり市長にお伝えしたいと思います。

綾城委員 副市長にお尋ねです。先ほどの質疑に出ました、ぶちとくながと生活優待券発行事業 6,000 万円。この事業についてですけれども、先ほど田村委員から質疑がありまして、優待券という名前がどうなのかというのはありました。この事業の説明ですね、これはコロナ禍における燃油等物価高騰に直面する市民の生活支援として、市内の店舗で使用可能な優待券を発行することにより市民の負担軽減、地域経済活性化並びに地域活力の回復を図るというふうに記載されています。これは事業主体が長門市商工会議所と。これは優待券という名前ですけれども、この内容そのものは 7,000 円の券を 5,000 円で販売するというので、これは以前市が行ってきたプレミアム付き商品券と制度は全く同じものでございます。これまで、私が改選の前、三輪徹議員が再三にわたって市の執行部のほうに、とても市内地域経済は痛んでいると。市内事業者さんは苦しんでいると。だからプレミアム付き商品券を何とかやってもらえないだろうかということを前市政のほうに再三要望をされてまいりました。市の見解としては、私このたびこの質疑をするにあたって、当時の三輪徹議員の一般質問を調べました。3 回やっています。だいたい簡単に言いますと、プレミアム付き商品券は地域経済の活性化への寄与としては限定的だと。だから事業をやるにあたってはちょっと研究とか慎重になる必要があるんだということが一貫したこれまでの答弁だったと。だからはっきり言うと、プレミアム付き商品券というのは、サプライチェーンの域内化が確立されてないから、地域内経済にはあまり寄与しないと。だから市としては考えてないというような姿勢でいたというふうに私はちょっと受け取ってます。これが今回、この制度はもう、プレミアム付き商品券ですから名前は優待券ですけれども、こういうふうに予算で出てきました。これは、これまでの市の姿勢と少し整合性が取れないんじゃないかというふうに思いまして、副市長には今回、こういうこれまで市はそういう姿勢だったのにも関わらずですね、こういうふうにプレミアム付き商品券を 6,000 万円つけて発行すると、やるというふうになられたことについて、副市長に見解をお尋ねしたいと思います。

大谷副市長 この度の 6 月補正、実は一番大きな柱は、いわゆるコロナ禍における燃油価格・物価高騰総合対策ということで銘打っております。これは国の総合緊急対策が 4 月にありましたものですから、これを受けて迅速に対応しなければいけないということで、市の方で緊急的にこの補正予算を計上しております。しかしこの度、いわゆるプレミアム付き商品券と言いますか、名前も生活優待券という形で一つ工夫をしておるのは、前回の応援券等 2 回にわたって

市民全員に配布をしてまいりました。これは未曾有のコロナを受けた飲食業をはじめとした市内業者の売り上げ減少、これについて市民をあげて応援しようじゃないかという形で、この 5,000 円券を配布したところでございます。当然これは経済波及効果というのは、その配った金額 2 つ合わせまして 3 億 5,000 万円程度でございますけれども、これが市内の経済を潤したという形になります。ところが、今回は国が示しておりましたのが、原油価格や物価高騰の影響に苦しむ生活者の負担の軽減を図るということでございましたので、この部分に着目をいたし、5,000 円という元手はかかりますけれども、市民の方々が日々生活をされる上で、いろんな食料品や日用品をお買い求めになると思いますけれども、これに物価高騰の影響を少しでも緩和したいという思いから、この今回の優待券という形をとらせていただいたところでございます。しかもこの経済波及効果というものを同時に狙うという形で、今のところこれで 4.2 倍の経済波及効果、1 億 9,000 万円程度、2 億円弱でございますけれども、この経済波及効果が市内で望めるというふうに考えております。あわせて、先ほどちょっといろいろご指摘がありましたけれども、この 5,000 円を払えない、その余裕がない方についてはどうするんだということもありましたので、この 7 枚の応援券の中の 5 枚は、いわゆる中小規模の店舗で使えるものと、この方々の中小店舗の専用券という形で、合わせて配布をしたいというところでございます。この点をご理解いただきたいと存じます。

綾城委員 私、ちょっと副市長が今言われた答弁、ご回答を私がちょっと勘違いしていたらまた教えてください。つまり、今回は国が今そういう物価等の高騰で苦しんでいらっしゃる市内の方の支援をしてほしいというところで示されていて、こういった事業をつくったというところでございます。あわせて、その地域への経済波及効果も狙っていくというところでございます。要はですね、これまで三輪徹議員が再三おっしゃってましたけれども、こういう事業をやられることにあわせて地域の経済波及効果を狙っていくということなので、地域への経済波及効果はこういうプレミアム付き商品券とやり方としては一緒ですけれども、あるというふうな認識で今も執行部のほうは立ってらっしゃるということですのでよろしいですか。

大谷副市長 今回の事業も検証は必要だろうとは思いますが、選択肢のひとつとしてこういうことも考えられないかという形で、三輪議員から以前本会議でいろいろ御指摘があった点も念頭に入れながら、研究、検討を重ねたところでございまして、これは当然、商工会議所等とも意見交換した上での選択でございますから、今後ともこの選択肢は政策決定の上で有り得るということでご理解いただきたいと存じます。

綾城委員 わかりました。今追って確認ですけれども、今後、このプレミアム

付き商品券というのは、必要とあれば国の交付金がなくても、いろいろ地域団体等と相談をしながらやっていくという選択肢も有り得るということでしょうか。

大谷副市長 市の単独施策として打っていくかどうか、これについてはいささかあれですけども、今しばらくちょっとお時間いただきたいと存じますが、今回は国の総合緊急対策というものが出ましたものですから、これに迅速に対応するという形で市の単独事業、しかも財源は国の臨時交付金が使えるということでございまして踏み切ったところでございます。今のご質問に対しては、今一度、研究時間をいただきたいというふうに存じます。

林委員 先ほど委員長が重村委員の発言の後に関連質疑を求められると思ってたんですけども、綾城委員のほうに発言がまいりましたので、関連質疑をするタイミングを失いましたのでよろしいですか。先ほど副市長はラボの件でいろいろご答弁されました。ちょっとこれ、補正予算のあり方について非常に関わる内容を含んでおりますので、提出の仕方にですね。当然市の予算というのは本来で言えば、よほどのことがない限り当初予算で規定される。年間の事務事業は。不測の事態とか緊急を要するものとか、制度が変わったりしたら補正予算にその数を計上されると私は理解しています。先ほどの副市長の答弁ね、これは3月当初に本当は間に合っていたのかどうかっていうところは、非常にちょっとわかり難かったんですよ。この説明にもあります公の施設とした上で市の直営事業とするというのは、絶対に条例がないとできないわけです。条例が制定されないと。その予算が執行されるのは条例と1セットですよ。この説明だと。だから、3月当初予算時、その積算時に条例の制定とあわせて間に合っていたのかどうか、間に合わなかったのか。物理的、時間的、対外的にも交渉相手がいることだから、いろんな面を総合勘案して6月になってしまったのか、私達の不作為で間に合ってたんだろうけどやらなかったのか、ちょっとこの点をはっきりさせないと、これからの補正予算の審査なんてできませんよ、全然。お願いします。

大谷副市長 先ほども申し上げましたけれども、これは運営事業者、いわゆる相手のあることですから、そちらとの調整に時間を要したということで、物理的に間に合わなかったということで、ご理解賜りたいと存じます。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 12:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、観光政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、観光政策課所管の事業につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書 22、23 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 7 目「文化振興費」のくじら資料館及び村田清風記念館、両館の管理運営事業につきましては、本年 3 月議会定例会において、債務負担行為を設定させていただいた指定管理者による消費税の申告義務が生じることに対する経費を追加計上させていただくものでございます。次に、補正予算書 28 ページ、29 ページ、予算説明資料では 6 ページの第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 3 目「観光振興費」の長門湯本温泉観光まちづくり整備事業の 2,935 万円でございますが、長門湯本温泉駐車場に多目的トイレを整備することに要する経費を計上しております。なお、そのうち国庫補助金返還金については平成 30 年度から令和元年度にかけての駐車場整備に活用した国庫補助金について、駐車場の一部の現状を変更するために生じる返還金を計上させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 長門湯本温泉観光まちづくり整備事業 2,935 万円、これについてでございます。これはトイレ整備工事 2,900 万円というのが上がっておりまして、その次に 35 万円、この返還金というのが上がっております。これは最終的に、以前の議会で「今、国交省と協議中である」というようなご答弁だったと思います。最終的に、これは返還というふうになっているんだらうなっているふうになっているんですが、最終的に返還となった理由と、この積算の根拠についてお尋ねいたします。

山下観光政策課長補佐 当初、インターロッキングや景石等を当時、工事のほうで施工いたしております。国交省の協議で、最終的に駐車場内にトイレを設置するということは、補助金の目的に合わないという結論に達しまして、補助金の返還義務が生じるという結論に至った次第でございます。

綾城委員 あと、この 35 万円の積算根拠、インターロッキングを外すということなのかなと思いますけれども、ご答弁をお願いします。

山下観光政策課長補佐 35 万円の内訳ということですが、インターロッキング 36 平方メートル、これが今の建築面積の、今回のトイレの建築面積 36 平米相当でございますので、その部分を除けるという算定、それと当時景石 5 基を設置しております。それに伴う労務費等、かかった費用の 2 分の 1 が補助率でございますので、その相当額ということで 35 万円を計上しております。

綾城委員 返還に至った理由が、最終的には駐車場の中にトイレを設置することは目的外だということで返して欲しいということですが、駐車場機能の充実というところでは、そんなに悪いことではないと思うんですけれども、その辺はやっぱり国交省のほうはご納得いただけなかったというところでしょうか。

山下観光政策課長補佐 委員おっしゃるとおり、当初の話でございますと、担当者レベルでは、その辺は返還が生じないのではないかという話も一時あったんですけれども、やはり国土交通省の内部でいろいろ協議された上での判断というふうに聞いております。

重村委員 関連です。これまでいろいろありましたが、トイレを設置することで実際に動き出します。一つはですね、図面も見させていただきましたけど、素人ながら私は積算ができませんよ。だけど、図面を見る限りかなり高額だなと、思った以上にかかるんだなというのが懸念されます。どうしてこの金額なのか、積算根拠、時代背景等があればまず教えていただければと思います。

山下観光政策課長補佐 まず積算根拠につきましては、建築分野、これは躯体や屋根などがございます。それと電気設備、照明等ですね。そういったものを合わせてだいたい 2,000 万円を見込んでおるところでございます。それと機械設備、トイレの容器とか、取り付けの給排水管、屋外の給排水管等々を含めまして概算で 900 万円ということで合計 2,900 万円。それで、一応その仕様にあたっては関係者と協議をして決定したわけなんですけど、長門湯本温泉の景観ガイドラインというものがございまして、瓦であれば赤瓦を設置するとか、基本的なガイドラインに則った上での積算というふうにしております。

重村委員 それではこれで終わりにします。湯本地区の方にとっては、それこそ社会の情勢が、旅をすること自体にも国自体も補助を出しているところですが、待ちに待った状況が近いうちにやってくるという期待感もあると思います。供用開始の予定、それからこういった工事関係というのが非常に備品が入ってこない関係で、工事の終わりが読めないというような情報もありますけど、供用開始予定、これを聞かせていただいて終わりにします。

高橋観光政策課長 先ほどの山下補佐の答弁に補足もございますけれども、物価高騰の関係もございまして、設計上、どうしても単価を上げざるを得ないということが一つございます。それと今のご質問についてなんですけれども、納期等が、トイレも半導体等が入っておりますと、やはり業者の入札をかけますけど、落札業者にもよるかと思うんですけれども、半導体が入っていれば納期は全く読めないというふうに言われております。ですので、当初の今の情勢になる前は、秋ぐらいまでに完成するような形で思いを持って進めておった

んですけれども、今の情勢では年内に終わるのか、年度内なのか、または年度を越えてしまうのかということでさえ、ちょっとわからない状況にありますので、お答えがなかなか難しいところではございます。

重廣委員 私も今重村委員が言われましたように、平面図と図面を見させていただきました。その中で、先ほど説明がありましたように 2,900 万円の内訳ですよね。機械設備の中が 880 万円ぐらいあるというふうに伺っております。給排水なんですけど、排水管ですよね。先ほどから 35 万円ほど返金するというのがございまして、あれは建物の面積分だと思います。今実際にインターロッキングがしてあるんですけど、あれを掘削してまた埋め戻すことによって、その返還金というのが発生するのかどうか、ちょっと伺いたいんですが。

山下観光政策課長補佐 ただ今、建築面積が 36 平米相当ということで、インターロッキングを全部はがすという試算のもと、現在の国庫補助金額ということで算定しております。ただ、そのうち復元できた場合によりますと、その辺の面積等は変更になって減じた金額になることも想定されております。

重廣委員 私がちょっと言いたいのは、その給排水の排水管が図面をぱっと見たところによりますと、竹林の階段ですか。あれと並行してずっと走って恩湯のそばまで下りていると、目に見える管になっているんですよね。なぜ私は埋設しないのかというのが気になりまして、デザイン会議のほうでも了承されておるんですかね。色も例えば、パイプの色が見えたり、コンクリートの表面が見えたりするかもしれません。今ある竹林の階段の下から上を見上げますと、綺麗ですよね。その中の左側にパイプが 2 本出るのではないかと、ちょっと私は懸念しているわけなんですけど、そのあたりについてどういうお考えのもと、あのようになされたのか。私がさっき聞いたのは、紅葉の階段のほうに排水を埋設して持っていくということにすれば、その給水管、排水管が目に見えませんが、そのあたりはどうかと、そういう検討をされたかどうかというのを確認したいと思います。

山下観光政策課長補佐 今、委員のおっしゃるとおり、今現在の給排水管の計画におきましては、竹林の階段内の露出ということで計画をしているところでございます。ただ、どうしても景観上、露出が景観上よろしくないということも当然考えられますので、実行段階のときに、今現在は露出で計画しておりますが、今後も変更は考え得るということでございます。

高橋観光政策課長 補足させていただきます。まず紅葉の階段のほうでございまして、距離的に若干長くなります関係上、経費等の全体の経費を見た中で、そこは選択肢にはありましたが、一応今の竹林の階段に並行したような形でということで設計になっております。ただ、実施設計につきましては 6 月末まで一応工期を持っておりまして、まだいわゆるヒアリングをさせて

いただいて、今竹林の階段の横には竹のところにクローバーが植えてあって、そこでちょうど隠れるのではないかなというような公算を持っていたんですけれども、ヒアリングをする中で実はそのクローバーは草刈り機で刈られたりとかするということがあって、先日まち株のほうにお会いしたときに、ちょっと草刈り機でもし穴を開けてしまったらどうだろうというお話もちょっといただいております。それで竹林の階段の今で言いますと、一番北側と言いますか、端っこのほうに移動ができないかということで設計者と今検討しております。

重廣委員 何とも不思議な話でございまして、この 2,900 万円という金額を上げてこの度の補正に出しておられますよね。ただ、図面のほうはまだ決まっていなと。今から考えると。それは何とも私は納得いかんところなんですよ。今から検討するなら、金額は変わる可能性もありますよね。この機械設備の金額、これから変更するという可能性があるのかなのか。この金額の中で今言われたことで収められるのか、そのあたりの見解をお伺いします。

高橋観光政策課長 先ほど申しました関係がございまして、この工事費の予算につきましては、物価の高騰をある程度見た上で1割以上見ております。そういった中で計上しておりますので、そういった範囲の中では可能なかなというふうには思っております。排水管を移動しても距離的には変わらないということがございまして、そのあたりは可能かというふうに思っております。

岩藤委員 すみません、予算説明資料の上の広域観光推進事業についてお尋ねいたします。これは県北西部エリア、長門市と萩市と美祢市への誘客促進ということでクルーズバスの運行というふうに記載をされているのですが、このクルーズバスというのがどういうものなのかということと、また新たなコンテンツ整備に取り組むというふうに書いてありますが、この内容についてお伺いいたします。

末永観光・スポーツ交流班長 まずクルージングバスというものがどういうものであるかというご質問でございまして、こちらは山口の新山口駅を出発して、市内の北西部、長門市、美祢市、萩市のこの北西部を周遊しながら最終的には湯本温泉に泊まっていただくというようなクルージングのバスでございまして。コンテンツ整備について合わせてのご質問でございまして、コンテンツ整備といたしますが、着地型の長門市において、どのようにお客様を受け入れるかというところで、例えば新たな食の造成であったり、棚田の花だんでホットスイーツを作成したりだとか、そういったものを現在想定しております。

岩藤委員 長門に降りてもらったら、いろんなところがありますよということで企画もしていこうというふうな、結び付けていくというふうな内容になるのかなと思いますが、これはだいたいいつ頃を予定されているのかお伺いいたし

ます。

末永観光・スポーツ交流班長 クルージングバスの運航予定でございますが、今後、閑散期に向けて9月から12月の間に毎週末、金、土、日曜日になりますけれども、合計で50本程度の運行を予定しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありますか。

林委員 先ほどの長門湯本温泉観光まちづくり事業のトイレの整備工事費、それから国庫補助金の返還金、これは補正予算に計上されたと。1月補正のときに、トイレ整備に関する基本実施設計費が200万円計上されて今に至るということなんです。当時、あのときの1月補正の委員会議論の中で、綾城委員のほうから駐車場にはトイレなんかできないよという説明をずっとされていた。行政は。私はそのときに、この国庫補助金の返還金が多いから駄目だとか、少ないからいいんだとかというような議論はそもそもおかしいという発言をしております。つまり、国庫補助金を返還しなきゃいけないような事態に至ったということは、明らかに政策的な判断ミスがあったと私は思っています。行政側に。そのあたり副市長、今回は35万円でこれが多いか少ないか、そんなことを私は聞きません。ただ、こういうことに至ったということについては、執行部はやっぱりちゃんとした見解を私たちに示していただかないと、私たちもこれから住民に対してどういうふうに説明したらいいのか、またこれは間違いかって、そうなるから、その辺をしっかりけじめをつけてご答弁をしていただきたいと思います。お願いします。

大谷副市長 それではお答えいたします。委員が今ご指摘ありましたように、やはりこの国庫補助金の返還、多い少ないは別にしても返還という事態に立ち至ったこと、これはやはり行政として市として反省しなければいけないと思います。そのやっぱり原因と言いますか、ここにこの議会でのご議論、平成27、28年ですから、ちょうどこの駐車場ができる際でございましたけれども、複数の議員さん、委員から一般質問でもございましたように、駐車場のここにトイレを造るべきではないかというご質問、一般質問がたくさんあったことは存じております。しかし、当時の市の判断としては、当時のデザイン会議なり、地元とのいろんな議論の中で最終的には造らないと判断をしたわけでございます。しかし、結果としてこういう事態に至った。やはり当初の中で議会でのご議論も踏まえて、もう少し真摯に耳を傾けて市民の皆さんの代表である議会のご意向も踏まえて、深く議論をすべき、検討すべきではなかったかなということはこの点は反省しなければいけないというふうに思っております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） ご質疑

もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 12 : 47 —

— 再開 12 : 48 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 12 : 49 —